

個人住民税関係参考資料

目 次

・ 個人住民税の概要	1
・ 地方分権推進計画（抄）	2
・ 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）（抄）	3
・ 所得税・個人住民税所得割の推移（イメージ図）	4
・ 個人住民税所得割の課税の基本的な仕組み	5
・ 個人住民税・所得税の人的控除等一覧	6
・ 個人住民税における扶養控除の概要	7
・ その他の所得控除の控除額一覧（個人住民税・所得税）	8
・ 利子・配当等課税制度の概要	9
・ 株式等譲渡益課税制度の概要	10
・ 個人住民税均等割の税率改正と収入額の推移	11
・ 均等割の平均税率等の推移（昭和30年度＝100）	12
・ 人口規模別地方公共財の整備状況等の推移（その1）	13
・ 人口規模別地方公共財の整備状況等の推移（その2）	14
・ 平成11年度分個人市町村民税の納税義務者の状況	15

個人住民税の概要

区 分	個 人 住 民 税		(参考) 所 得 税
課税主体	賦課期日（1月1日）現在の住所地の市（区）町村及び都道府県		国
納税義務者	市町村・都道府県内に住所を有する個人等		日本国内に住所又は居所を有する個人等
課税方式	賦課課税方式（市町村が税額を計算、確定）		申告納税方式（納税者又は源泉徴収義務者の申告、年末調整により、税額を確定）
課税標準	（所得割）前年中の所得金額		所得金額（現年）
所得控除	・基礎控除 33万円 ・配偶者控除 33万円 ・配偶者特別控除 最高33万円 ・扶養控除 33万円	等	・同左 38万円 ・" 38万円 ・" 最高38万円 ・" 38万円
課税最低限	夫婦子2人（そのうち1人は特定扶養親族） 【平成12年度】 309.5万円		同左 【平成12年分】 368.4万円
税率	所得割	課税総所得金額等 (都道府県) (市町村) (合 計) 200万円以下 2% 3% 5% 700万円以下 2% 8% 10% 700万円超 3% 10% 13%	課税総所得金額等 税率 330万円以下 10% 900万円以下 20% 1,800万円以下 30% 1,800万円超 37%
		課税長期譲渡所得金額（平11.1.1～12.12.31の譲渡） (都道府県) (市町村) (合 計) 一律 2% 4% 6%	課税長期譲渡所得金額(同左) 一律 20%
		均等割 都道府県（標準税率） 1,000円 人口50万以上の市（同上） 3,000円 人口5万以上50万未満の市（同上） 2,500円 上記以外の市及び町村（同上） 2,000円	
	税額控除	二重負担の調整のためのもの ・配当控除 ・外国税額控除 政策的見地からのもの （なし） 定率による税額控除 ・所得割額の15%相当額（限度額4万円）を控除	二重負担の調整のためのもの ・配当控除 ・外国税額控除 政策的見地からのもの ・住宅借入金等を有する場合の特別税額控除 ・増加試験研究費特別控除等 定率による税額控除 ・所得税額の20%相当額（限度額25万円）を控除
税収（平成10年度決算額）	89,584億円		169,961億円

地方分権推進計画（抄）

〔平成10年5月29日〕
閣 議 決 定

第4 国庫補助負担金の整理合理化と地方税財源の充実確保

4 地方税財源の充実確保

(1) 地方税

ア 地方税の充実確保

(7) 国と地方の歳出純計に占める地方の歳出の割合は約3分の2であるのに対し、租税総額に占める地方税の割合は約3分の1となっており、歳出規模と地方税収入との乖離が存在している。

地方税については、基本的に、この地方における歳出規模と地方税収入との乖離をできるだけ縮小するという観点に立って、課税自主権を尊重しつつ、その充実確保を図る。

(4) 今後、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の財政面における自己決定権と自己責任をより拡充するとともに、住民の受益と負担の対応関係をより明確化するという観点から、国と地方公共団体との役割分担を踏まえつつ、中長期的に、国と地方の税源配分のあり方についても検討しながら、地方税の充実確保を図る。

この場合、生活者重視という時代の動向、所得・消費・資産等の間における均衡がとれた国・地方を通じる税体系のあり方等を踏まえつつ、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築について検討する。

平成10年度においては、事業税の外形標準課税の課題を中心に、地方の法人課税について総合的な検討を進める。

これらの検討と併せて、地方税と国庫補助負担金、地方交付税等とのあり方についても検討を加える。

(5) このような考え方に立って地方税の充実確保を図っていく必要があるが、当面は、国庫補助負担金の廃止・縮減を行っても引き続き当該事務の実施が必要な場合や国から地方公共団体への事務・権限の委譲が行われた場合において、その内容、規模等を考慮しつつ、地方税等の必要な地方一般財源の確保を図る。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）（抄）

附 則

（検討）

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議（抄）

平成十一年七月八日

〔参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会〕

政府は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に当たっては、住民に身近な行政は地方公共団体に委ねるといふ本法の趣旨を広く実現するよう努めるとともに、特に次の諸点に留意し、その適用に遺憾なきを期すべきである。

（略）

一 本法の附則による地方税財源充実確保策の検討・措置については、地方における歳出規模と地方税収との乖離を縮小する観点から、国・地方を通じる税体系のあり方について抜本的な検討を行うこと。

また、各地域の実情に応じた事業を進めるため、国庫補助負担金のさらなる整理・合理化を早急に推進するとともに、存続する国庫補助負担金については、統合・メニュー化を一層推進し、運用・関与の改革を図ること。

（略）

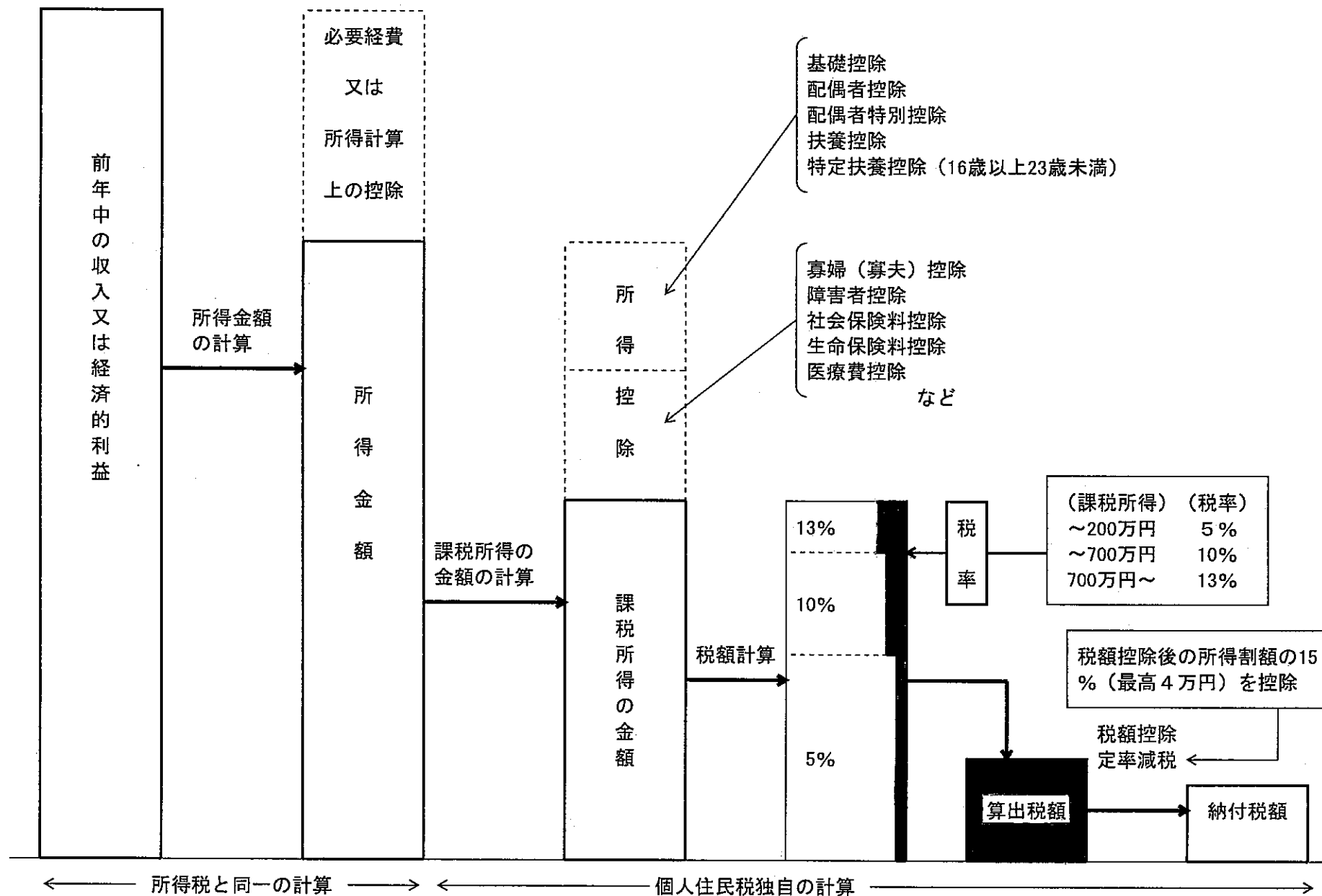
右 決議する。

所得税・個人住民税所得割の推移（イメージ図）

	昭和62年9月・63年12月抜本改革前（61年）	抜本改革後～平成6年11月税制改革前までの間	現 行
税 率 構 造	所得税＋個人住民税 88% 所得税 個人住民税 所 得 税：15段階 個 人 住 民 税：14段階	給与収入 2,483.6万円 1,431.0万円 1,046.8万円 65% 55% 所得税＋個人住民税 45% 所得税 個人住民税 35% 30% 20% 15% 所 得 税：5段階 個 人 住 民 税：3段階	給与収入 2,307.3万円 1,360.0万円 1,149.4万円 50% 43% 33% 30% 20% 15% 所得税＋個人住民税 所得税 個人住民税 所 得 税：4段階 個 人 住 民 税：3段階
課 税 最 低 限	（夫婦子2人所得者の場合） 235.7万円 （191.2万円）	327.7万円 （284.9万円）	368.4万円 （309.6万円）

（注）課税最低限の欄の（ ）は個人住民税である。

個人住民税所得割の課税の基本的な仕組み

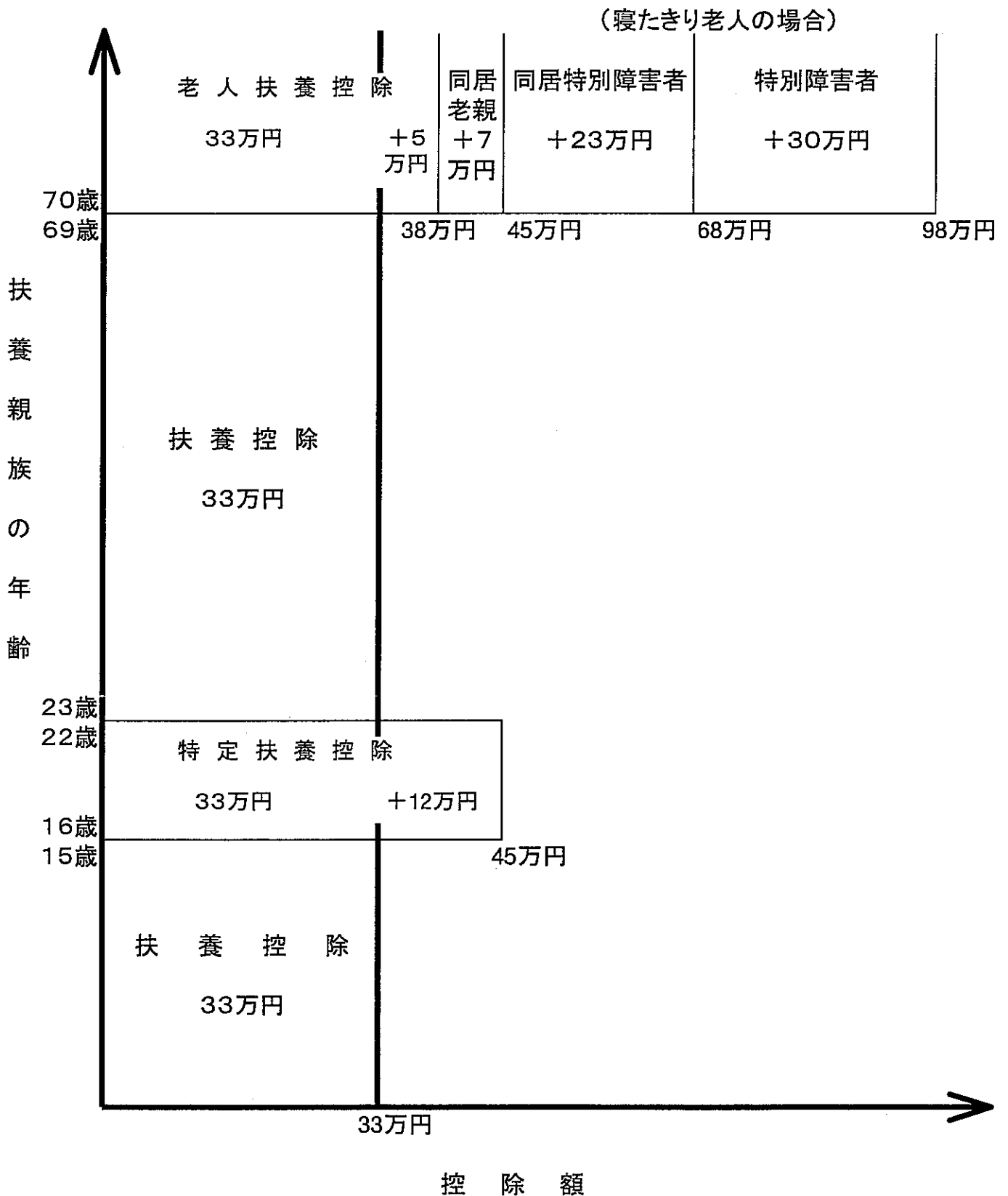


個人住民税・所得税の人的控除等一覧

(単位：万円)

項 目			個人住民税	所 得 税
基礎的な人的控除	基礎控除		3 3	3 8
	配偶者控除	控除対象配偶者	3 3	3 8
		老人控除対象配偶者(70歳以上)	3 8	4 8
		同居特別障害者加算	+ 2 3	+ 3 5
	配偶者特別控除		最高 3 3	最高 3 8
	扶養控除	扶養親族	3 3	3 8
		特定扶養親族(16歳以上23歳未満)	4 5	6 3
		老人扶養親族(70歳以上)	3 8	4 8
		同居老親等加算	+ 7	+ 1 0
		同居特別障害者加算	+ 2 3	+ 3 5
特別な人的控除	老年者控除(本人)		4 8	5 0
	障害者控除	障害者(本人、配偶者、扶養親族)	2 6	2 7
		特別障害者(同上)	3 0	4 0
	寡婦控除(本人)	寡婦	2 6	2 7
		特定の寡婦加算	+ 4	+ 8
	寡夫控除(本人)		2 6	2 7
白色事業専従者控除	勤労学生控除(本人)		2 6	2 7
		配偶者	8 6	8 6
		配偶者以外	5 0	5 0

個人住民税における扶養控除の概要



その他の所得控除の控除額一覧（個人住民税・所得税）

控除の種類	個 人 住 民 税	所 得 税
雑 損 控 除	次のいずれか多い方の金額 ① （災害損失の金額－災害関連支出の金額）－年間所得金額×10% ② 災害関連支出の金額－5万円	次のいずれか多い方の金額 ① （災害損失の金額－災害関連支出の金額）－年間所得金額×10% ② 災害関連支出の金額－5万円
医 療 費 控 除	$\left(\begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{①10万円} \\ \text{②年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right) = \text{医療費控除額} \\ \text{(最高限度額 200万円)}$	$\left(\begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{①10万円} \\ \text{②年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right) = \text{医療費控除額} \\ \text{(最高限度額 200万円)}$
社会保険料控除	支払った社会保険料の額	支払った社会保険料の額
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金の額	支払った掛金の額
生命保険料控除	① 支払った生命保険料に応じて一定額を控除（最高限度額3万5千円） ② 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除（最高限度額3万5千円）	① 支払った生命保険料に応じて一定額を控除（最高限度額5万円） ② 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除（最高限度額5万円）
損害保険料控除	支払った損害保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 短期2千円、長期1万円）	支払った損害保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 短期3千円、長期1万5千円）
寄 付 金 控 除	$\left(\begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 寄付金の合計額} \\ \text{② 年間所得金額} \times 25\% \end{array} \right) - 10\text{万円} = \text{寄付金控除額}$ ※ 控除対象となる寄附金 都道府県、市町村若しくは特別区に対する寄附金又は住所地の都道府県共同募金会若しくは日本赤十字社の支部に対する一定の寄附金	$\left(\begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 寄附金の合計額} \\ \text{② 年間所得金額} \times 25\% \end{array} \right) - 1\text{万円} = \text{寄附金控除額}$ ※ 控除対象となる寄付金 所得税法で定める特定寄付金

利子・配当等課税制度の概要

区 分		概 要	
		所 得 税	住 民 税
利子	預金及び公社債の利子、合同運用信託及び公社債投資信託の収益の分配等	源泉分離課税 (15%の源泉徴収) [住民税 5%]	
配 当	株 1回の支払配当の金額が25万円（年1回50万円）以上のもの又は発行済株式総数の5%以上の株式に係る配当	総合課税 (20%の源泉徴収)	総合課税
	式 発行済株式総数の5%未満の株式に係る配当で1回の支払配当の金額が25万円（年1回50万円）未満のもの	総合課税 (20%の源泉徴収)	総合課税
	等	源泉分離選択課税 (35%の源泉徴収)	総合課税
	当 1回の支払配当の金額が5万円（年1回10万円）以下のもの	確定申告不要 (20%の源泉徴収)	非課税
	証券投資信託（公募）の収益の分配	源泉分離課税 (15%の源泉徴収) [住民税 5%]	
譲渡・一時・雑	金融類似商品	利子所得と同様に源泉分離課税	
	懸賞金付預貯金等の懸賞金等	(15%の源泉徴収) [住民税 5%]	
	割引債の償還差益	源泉分離課税 (原則 18%の源泉徴収)	非課税

（注）金融類似商品とは、定期積金及び相互掛金の給付補てん金、抵当証券の利息、金貯蓄（投資）口座の利益、外貨建定期預金の為替差益、一時払養老保険及び一時払損害保険等の差益（保険期間等が5年以下のものに限る。）をいう。

株式等譲渡益課税制度の概要

区 分	概 要
上 場 株 式 等 〔 ・ 上場株式 ・ 店頭登録株式 等〕	次の申告分離課税又は源泉分離課税のいずれかを取引ごとに選択 ① 申告分離課税 譲渡益×20%（住民税を含め26%） （注）公開前から3年超保有していた株式を公開後1年以内に売却した場合：譲渡益の2分の1に対して課税（実質13%） （いわゆる創業者利益に対する優遇措置） ② 源泉分離課税⇒13.3.31をもって廃止 譲渡代金×5.25%（転換社債は2.5%、信用取引はその差益） を所得とみなし、20%源泉徴収で課税（<u>住民税非課税</u>） 所得＝ 譲渡代金×5.25% 税額＝ 所得×20% ＝（譲渡代金×5.25%）×20% ＝ 譲渡代金×1.05%
そ の 他 の 株 式 等	申 告 分 離 課 税（上記①）

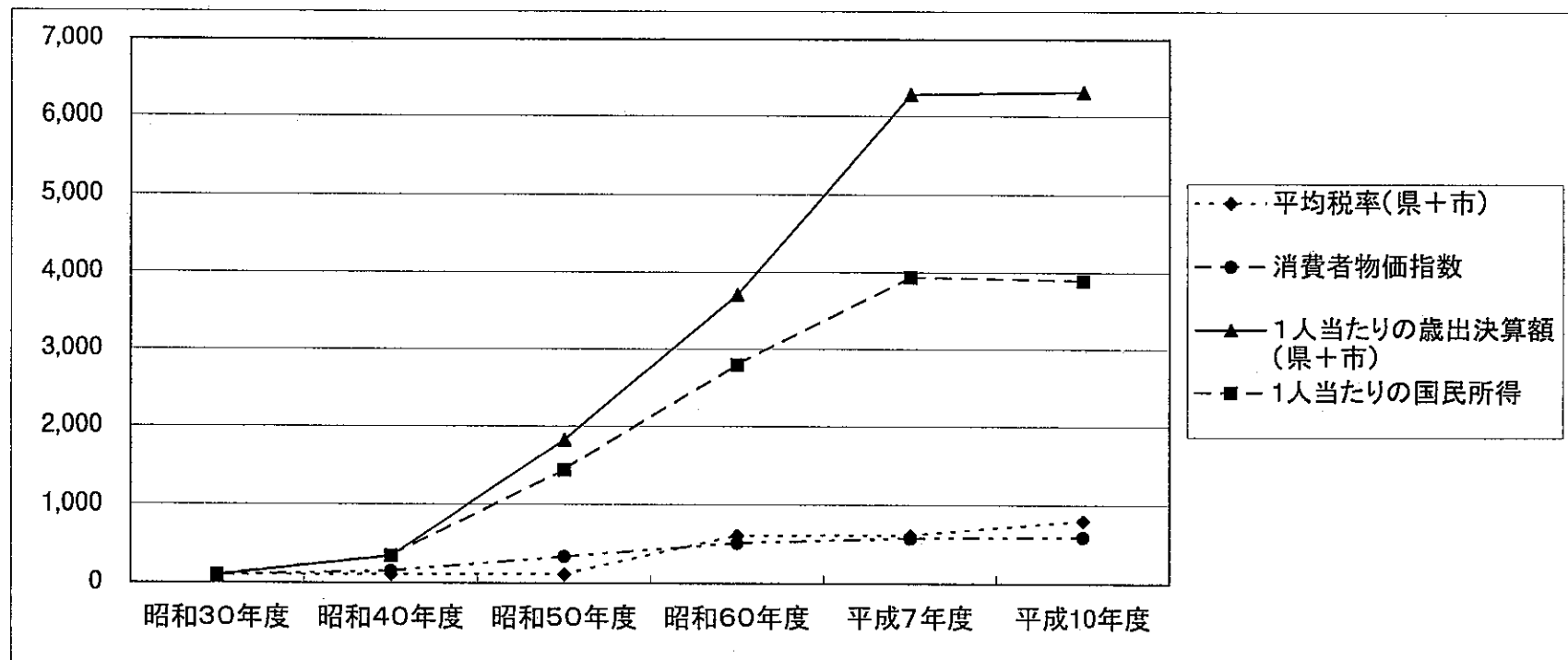
個人住民税均等割の税率改正と収入額の推移

区 分			昭和25年度	昭和26年度	昭和29年度	昭和51年度	昭和55年度	昭和60年度	平成8年度
市 町 村 民 税	標 準 税 率	①人口50万 以上の市	年額 800円	年額 700円	年額 600円	年額1,700円	年額2,000円	年額2,500円	年額3,000円
		②人口5万以上 50万未満の市	年額 600円	年額 500円	年額 400円	年額1,200円	年額1,500円	年額2,000円	年額2,500円
		③その他の市 及び町村	年額 400円	年額 300円	年額 200円	年額 700円	年額1,000円	年額1,500円	年額2,000円
道府県民税（標準税率）			——	——	年額 100円	年額 300円	年額 500円	年額 700円	年額1,000円

個人住民税収入額 (億円)	うち均等割	道府県民税 A	——	——	125	8,599	14,146	21,002	26,095
		市町村民税 B	464	470	538	16,123	28,901	45,028	64,075
		計 C	464	470	663	24,722	43,047	66,030	90,170
		道府県民税 D	——	——	19	98	174	266	456
		市町村民税 E	85	83	70	383	529	749	1,143
		計 F	85	83	89	481	703	1,015	1,599
	D/A		——	——	15.2	1.1	1.2	1.3	1.7
	E/B		18.3	17.7	13.0	2.4	1.8	1.7	1.8
	F/C		18.3	17.7	13.4	1.9	1.6	1.5	1.8

※ 道府県民税均等割は、昭和29年度に創設された。なお、昭和29年度の道府県民税均等割の収入額は、個人道府県民税の決算額を地方財政計画による所得割と均等割の収入見込額によりあん分した数値による。

均等割の平均税率等の推移(昭和30年度=100)



	昭和30年度	昭和40年度	昭和50年度	昭和60年度	平成7年度	平成10年度
平均税率 (県+市)(円)	439 (100)	466 (106)	487 (111)	2,689 (613)	2,709 (617)	3,511 (800)
消費者物価指数	100.0	147.4	332.9	513.9	577.5	591.3
1人当たりの歳出決算額 (県+市)(円)	12,652 (100)	43,877 (347)	231,228 (1,828)	469,082 (3,708)	793,744 (6,274)	797,954 (6,307)
1人当たりの 国民所得(円)	77,605 (100)	269,659 (347)	1,117,548 (1,440)	2,168,845 (2,795)	3,054,134 (3,935)	3,020,187 (3,892)

- 注1 市町村の平均税率は、「市町村税課税状況の調」による均等割額を納税義務者数で除したものであり、道府県民税の平均税率は、標準税率である。ただし、昭和30年度については均等割収入額を納税義務者数(地方財政計画による)で除したものである。
- 2 消費者物価指数は、持家の帰属家賃を除く総合指数であり、平成7年を100としたときの値による。
- 3 1人当たりの歳出決算額は、各会計相互間及び地方公共団体相互間における重複部分を控除した額を住民基本台帳人口で除したものである。
- 4 1人当たりの国民所得は、「国民経済計算(新SNA、平成2年基準)」による国民所得を住民基本台帳人口で除したものである。
- 5 ()は昭和30年度を100とした数値である。

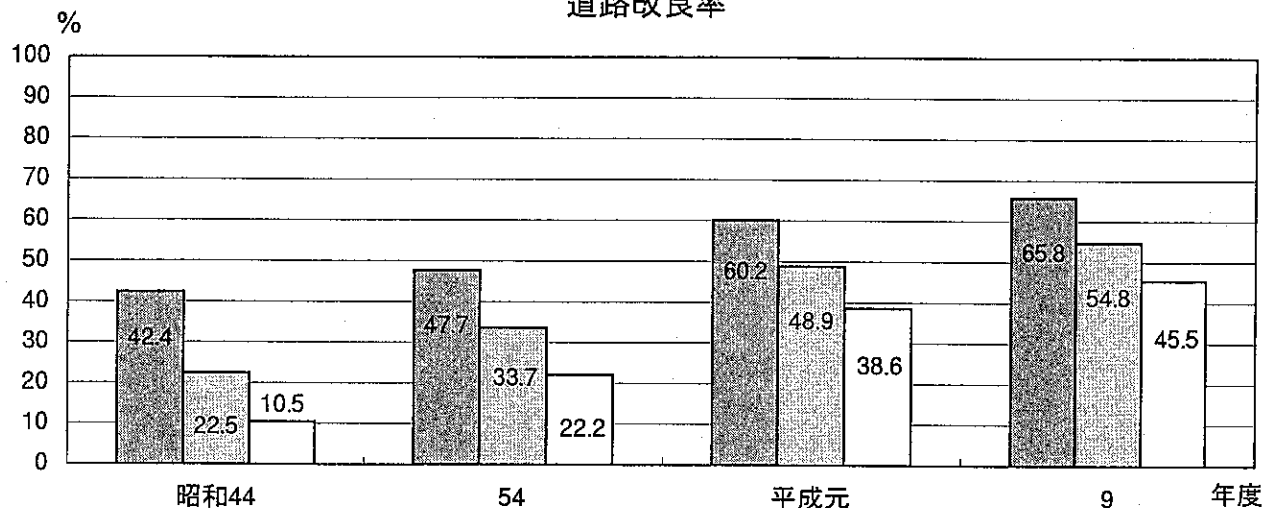
人口規模別地方公共財の整備状況等の推移（その1）

■人口50万以上の市(特別区含む)

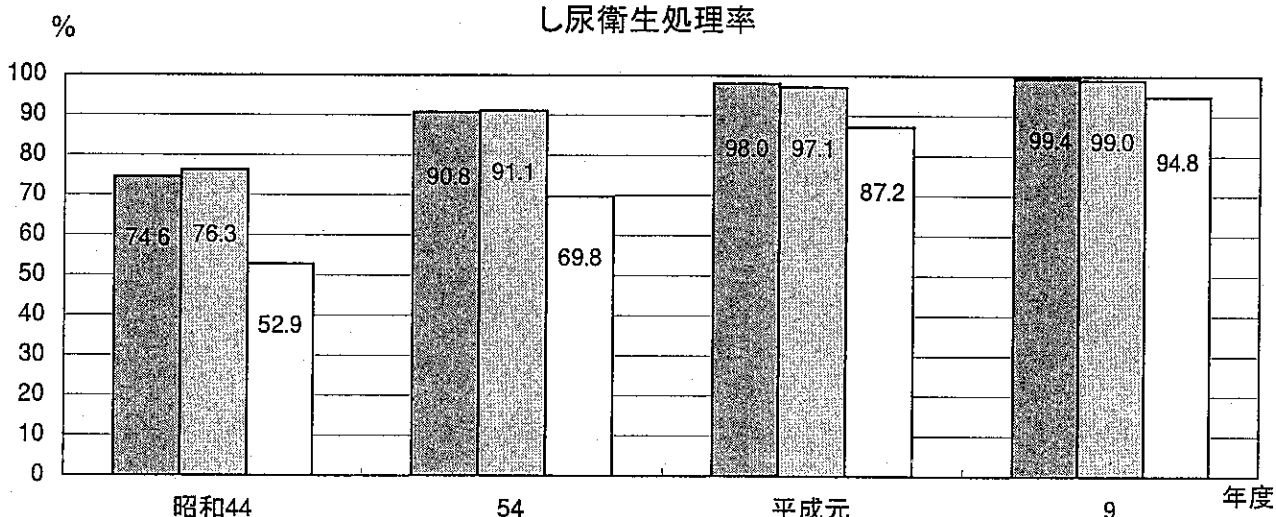
▨人口5万以上50万未満の市

□上記以外の市町村

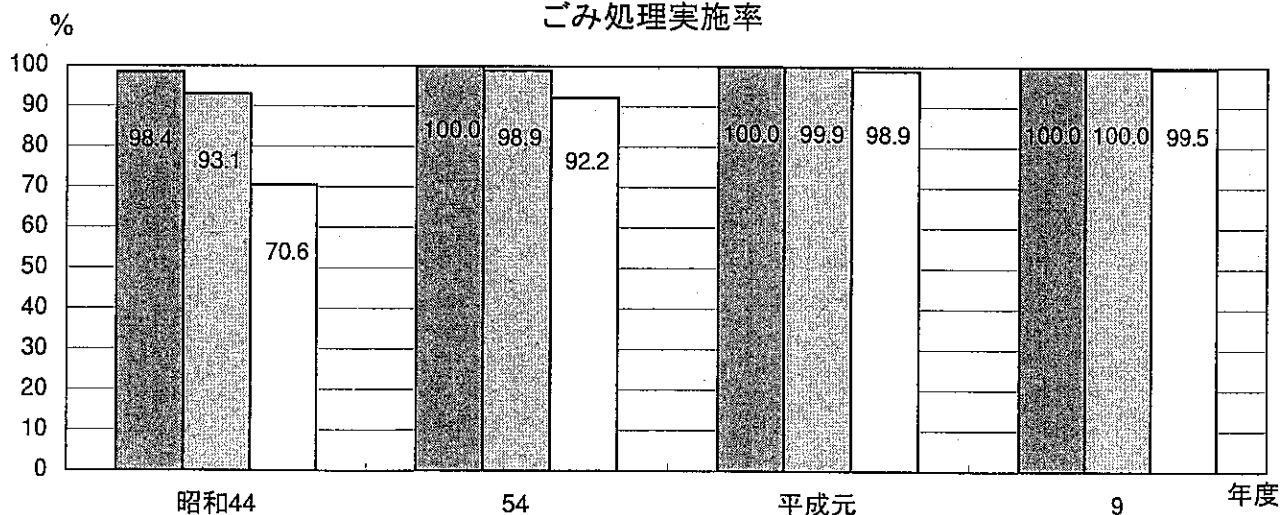
道路改良率



し尿衛生処理率



ごみ処理実施率

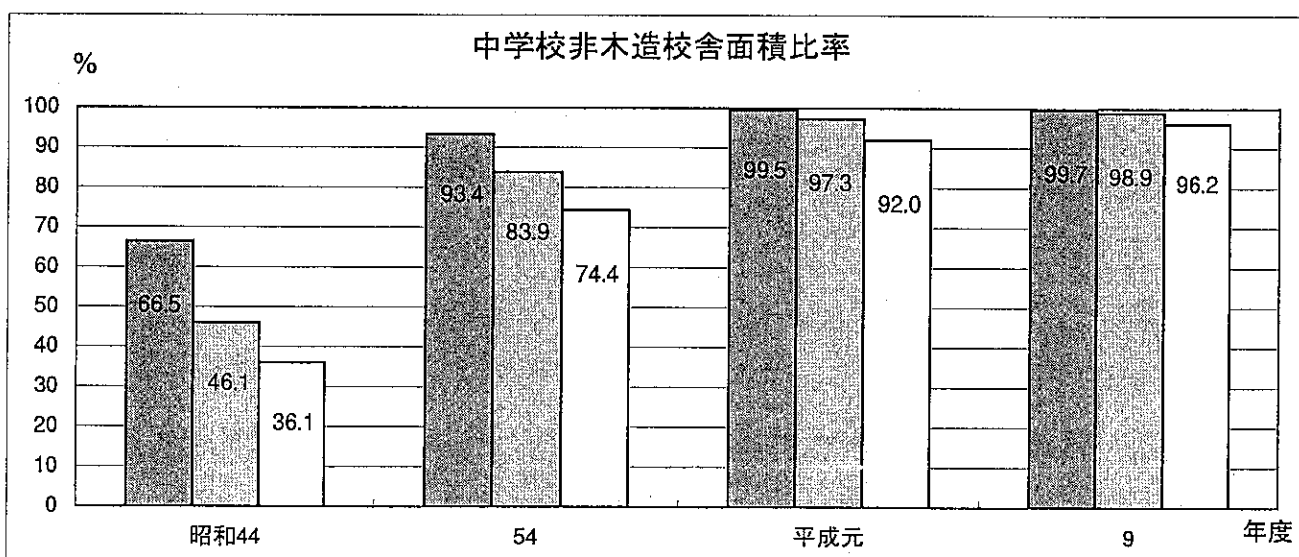
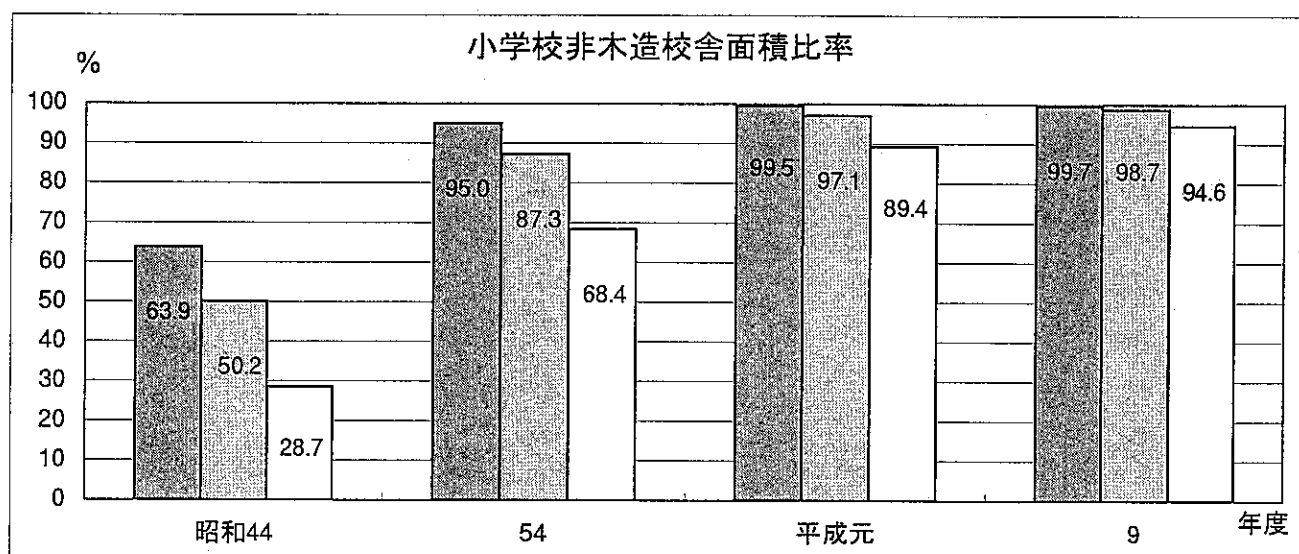


人口規模別地方公共財の整備状況等の推移（その2）

■ 人口50万以上の市(特別区含む)

■ 人口5万以上50万未満の市

□ 上記以外の市町村



（注）各年度とも「公共施設状況調（自治省財政局）」による。なお、各比率は、次の計算式によって算出したものである。

- ・ 道路改良率＝改良済延長（m）／実延長（m）×100
- ・ し尿衛生処理率＝（下水道マンホール投入＋処理施設処理＋下水道放流＋し尿浄化槽）処理量（kl）／年間総排出量（kl）×100
- ・ ごみ処理実施率＝ごみ処理人口（人）／処理計画人口（人）×100
- ・ 小・中学校非木造校舎面積比率＝非木造校舎面積（㎡）／校舎面積（㎡）×100

平成 1 1 年度分個人市町村民税の納税義務者の状況

(単位：万人、%)

所得割の納税義務者	A (B + C)	5, 232 万人
うち 所得割及び均等割の納税義務者	B	4, 348 万人
所得割のみの納税義務者 (生計同一の妻)	C	884 万人
うち 所得税の納税義務を有しない者	D	233 万人
同上の比率	D / A	4. 5 %
均等割の納税義務者	E (F + G)	4, 679 万人
うち 均等割及び所得割の納税義務者	F	4, 348 万人
均等割のみの納税義務者	G	331 万人

「平成 1 1 年度市町村税課税状況等の調」 (自治省税務局) による。